

---

# 法人後見支援事業検討会報告書

---

平成 28 年 3 月

名古屋市成年後見制度法人後見支援事業検討会

---

# 目 次

---

はじめに	1
<b>第1章 法人後見支援事業検討会設置の背景</b>	2
<b>第2章 成年後見制度を取り巻く現状と課題</b>	
1 全国における利用状況	3
(1) 申立て件数の推移	
(2) 親族後見人と第三者後見人の割合の変化	
(3) 成年後見制度利用対象者の増加	
2 名古屋市における成年後見制度等の利用状況	6
(1) 名古屋市における成年後見制度利用対象者の状況	
(2) 名古屋市長による申立ての状況	
(3) 名古屋市成年後見制度利用支援事業の利用状況	
(4) 専門職が実施する成年後見事業の状況	
(5) 市民後見人候補者養成事業の状況	
(6) 日常生活自立支援事業の状況	
(7) 名古屋市における現状のまとめ	
3 成年後見制度を取り巻く課題	14
<b>第3章 名古屋市における法人後見の推進</b>	
1 法人後見の現状	16
2 法人後見の意義と特徴	16
3 法人後見の課題	17
4 名古屋市における法人後見の推進の方向性	18
おわりに	21
《資料編》	
● 「名古屋市成年後見制度利用支援事業」の概要	22
● 当事者団体 成年後見制度利用状況調査まとめ	23
● 名古屋市成年後見制度法人後見支援事業検討会設置要領	24
● 検討会検討経過	25
● 法人後見支援事業検討会委員名簿	26

---

## はじめに

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の中で判断能力が十分になくなった人自身が希望する生活を実現するために、医療や介護、福祉に関する契約を結んだり、預金の払戻しや解約などの管理、遺産分割の協議、不動産の売買などをする場合、本人に不利益な結果を招かないよう、本人の自立を支援し必要に応じて保護し支える人が必要となります。こうした成年後見人等のニーズは増え続けており、その中で、法人後見への期待が寄せられているところです。

特に、知的障がいや精神障がいの人は、親亡き後の課題として、長い人生、長期間を支え続ける必要があることから、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保することが求められています。

こうした社会からの要請に応えるために、名古屋市からの委託を受け、「名古屋市成年後見制度法人後見支援事業検討会」を設置し、成年後見制度を取り巻く現状と課題を踏まえて、法人後見の意義・特徴・課題を整理し、名古屋市において法人後見をどのように推進するのか、その方向性を検討しました。

検討会は、準備会を平成27年8月から9月までの3回、本検討会を平成27年11月から平成28年2月までの4回と、計7回に亘って開催しましたが、委員の皆様には、幅広く熱心な議論を通して、多くの課題提起とご提案をいただきました。また、検討会の合間には、当事者団体へのヒアリングや専門職団体への調査など、多くの皆様にご協力をいただきました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

平成28年度からは、本報告書に基づいて、名古屋市と更なる検討を行い、本人の希望する生活を実現するために尽力する法人が一つでも多く設立・運営されるよう、取り組んでいくことになります。今後も、本人を中心とする権利擁護推進の一助となるよう、皆様方のこれまでにも増したご理解・ご協力をお願い申し上げます。

平成28年3月

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

## 第1章 法人後見支援事業検討会設置の背景

我が国においては、平成19年に「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）に署名した後、「障害者基本法」の改正など国内法の整備が進められ、平成26年1月に同条約を批准した。

全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、名古屋市障害者基本計画（第3次）において目標としている「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」の実現を目指し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進に努めている。その実現のためには、障がい者等の自己決定を尊重するため、意思決定を支援する視点を欠かすことはできない。

今後、高齢化の進展に伴いますます増加すると見込まれる認知症高齢者への支援も同様で、介護保険法の地域支援事業、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において、成年後見制度の活用促進などを通じた権利擁護支援の必要性が明文化されている。

名古屋市においても、障害者総合支援法の地域生活支援事業を始め成年後見制度の利用支援等、様々な取り組みを実施している。そのような中、知的障がい者や精神障がい者の高齢化に伴う親亡き後の支援や、地域のつながりの希薄化等社会の変化に伴う関係機関との調整が多岐にわたるような複雑な事案の増加等、新たな課題もでてきている。

それら新たな課題への対応策のひとつとして、国は、継続性・多様性・専門性といった特徴を活かした、法人による後見活動である「法人後見」の推進のための取り組みを地域生活支援事業として必須事業化とした。

このような流れを受け、名古屋市においても、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、認知症や障がい等により判断能力が十分でない方の意思決定支援及び権利擁護をより一層図ることを目的として、「成年後見制度法人後見支援事業」を実施することとした。

その取り組みの第一歩として、名古屋市における法人後見の現状・課題等について把握・整理するために、名古屋市社会福祉協議会に委託して「法人後見支援事業検討会」を設置した。

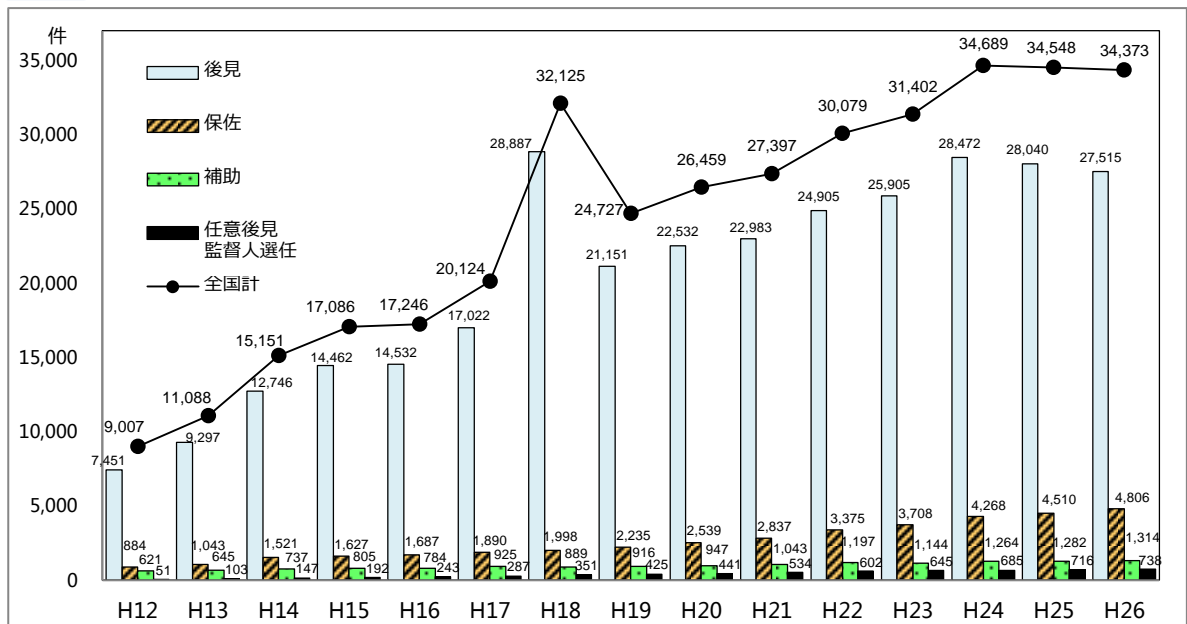
## 第2章 成年後見制度を取り巻く現状と課題

### 1 全国における利用状況

#### (1) 申立て件数の推移

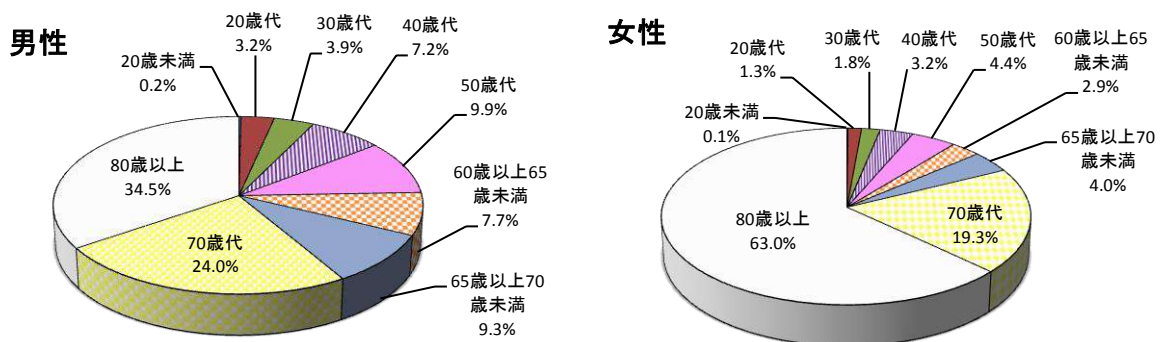
- 全国における成年後見制度の申立状況の推移をみると、平成12年度の家庭裁判所への申立件数は9,007件であったが、平成26年には34,373件となり、制度設立当初に比べ約3.8倍の増加となっている。(図表1参照)
- 平成18年度に急増しているのは、障害者自立支援法(平成18年4月)の施行に伴う知的障がい者施設等を利用している本人の親族等からの後見開始事件の一斉申立てがあったものである。
- 平成26年の申立てのうち本人の年齢が65歳以上の割合は、男性は67.8%、女性は86.3%で、多くが高齢者である。(図表2参照)

図表1 成年後見制度申立状況の推移(全国)



※H12～19は年度ごと、H20～26は1～12月の実績である

図表2 本人の男女別・年齢別割合(平成26年・全国)

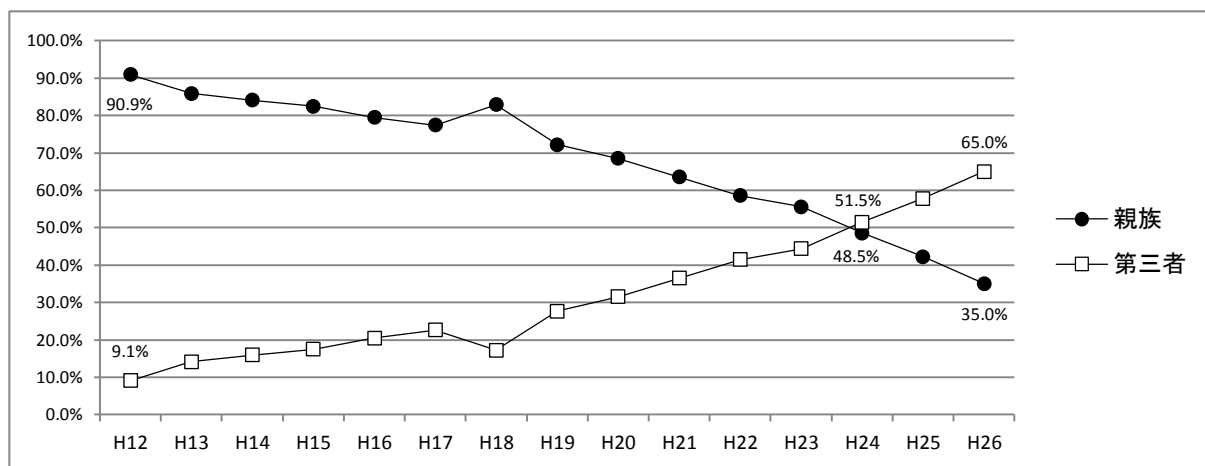


※図表1・2ともに最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」から作成

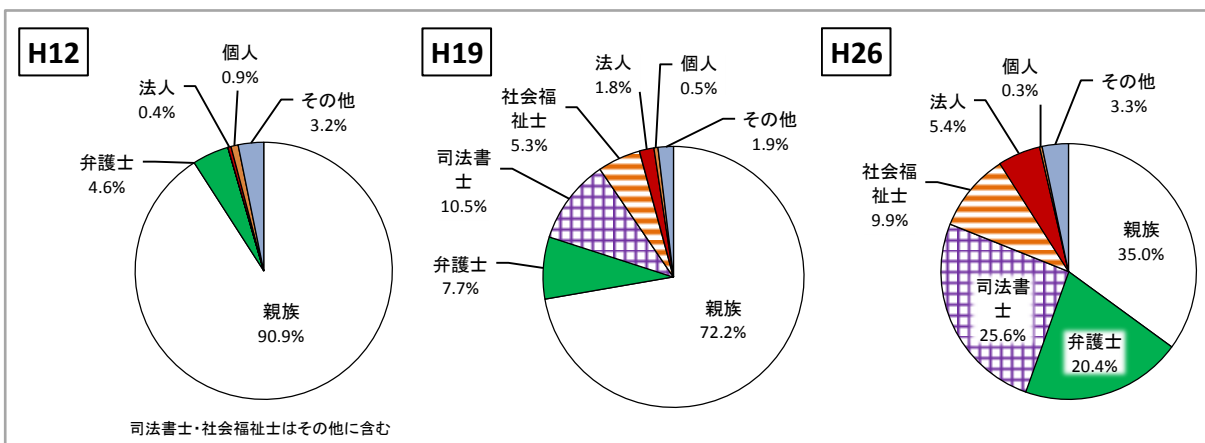
## (2) 親族後見人と第三者後見人の割合の変化

- 成年後見人、保佐人、補助人（以下、「後見人等」という。）と本人の関係を見ると、制度設立当初は9割以上が親族であったが、年を追うごとに第三者の割合が増え、平成24年を境に第三者の割合が親族を上回っている。（図表3参照）
- 第三者後見人の内訳としては、弁護士、司法書士、社会福祉士の3職種が大部分を占めている。従来の禁治産・準禁治産制度では認められなかった法人後見人が成年後見制度では選任されるようになり、その割合は、平成12年度当初は0.4%であったが徐々に増加し平成26年には5.4%となった。（図表4参照）

図表3 後見人等と本人との関係の割合の推移（全国）



図表4 後見人等と本人との関係の割合の変化（全国）

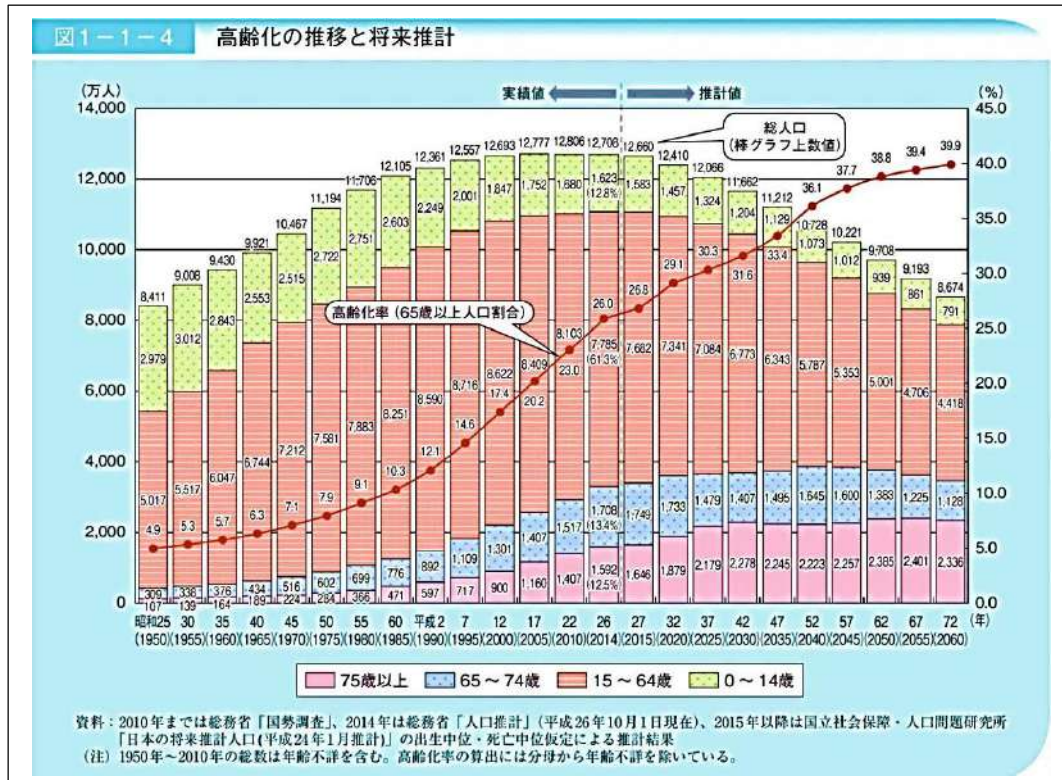


## (3) 成年後見制度利用対象者の増加

- 団塊の世代が65歳以上となり、全国の高齢化率は平成26年の時点で26.0%となり、4人に1人が高齢者の時代となった。平成32年には、29.1%、平成47年には33.4%となり3人に1人が高齢者になると推計されている。（図表5参照）
- また、厚生労働省研究班の調査では、平成24年時点の認知症高齢者は462万人（推計：65歳以上人口の15%）であり、MC Iと言われる軽度認知障がい者は約400万人いるとされる。

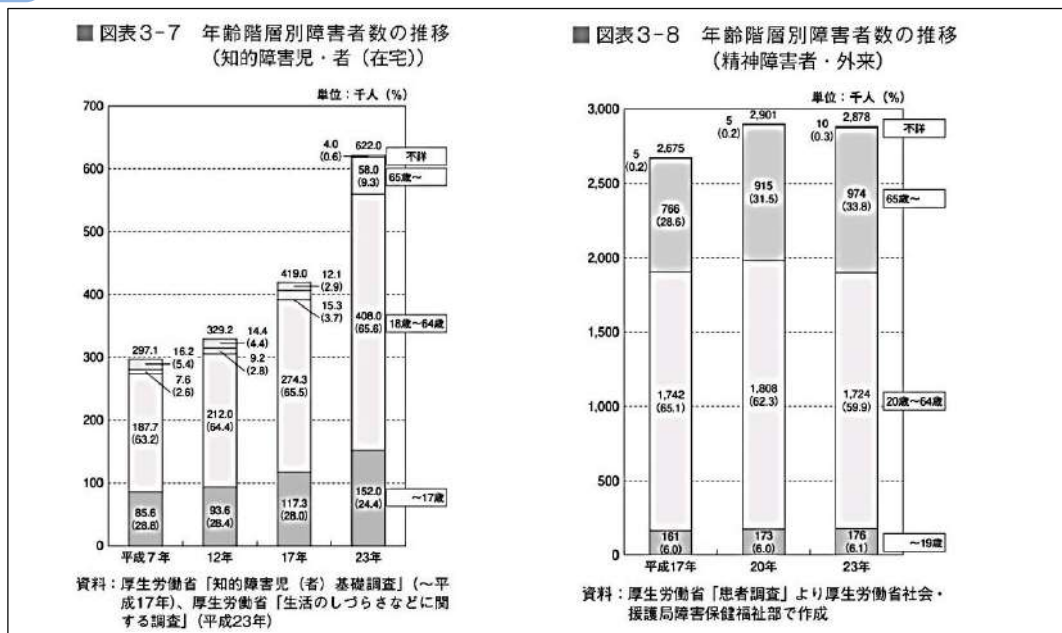
- 知的障がい者・精神障がい者<sup>1</sup>については、平成17年から23年の6年間でそれぞれ約20万人ずつ増加している。それぞれ65歳以上の割合が増加していることから、障がい者自身の高齢化とともに、支援している家族も高齢化していることが推測される。(図表6参照)

図表5 高齢化の推移と将来推計(全国)



※平成27年版高齢者白書より出典

図表6 知的・精神障がい者数の推移(全国)



※平成27年版障害者白書より出典

<sup>1</sup> 精神障がい者 精神障がい者数には発達障がいの人を含む。

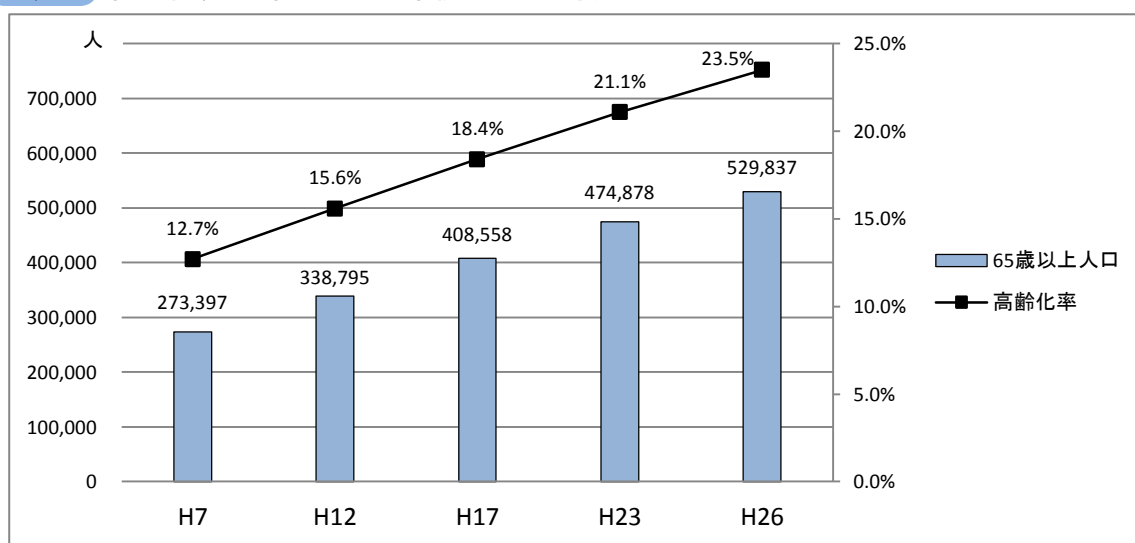


## 2 名古屋市における成年後見制度等の利用状況

### (1) 名古屋市における成年後見制度利用対象者の状況

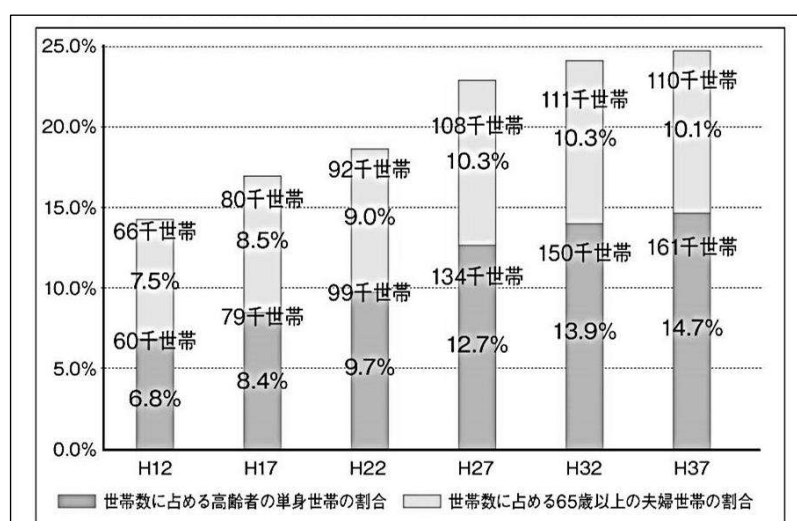
- 第2章1(3)「成年後見制度利用対象者の増加」4頁で全国における成年後見制度利用対象者の増加について述べたが、名古屋市においても同様に増加の傾向がある。
- 名古屋市の高齢化率は23.5%（平成26年）で年々伸びており、少子高齢化、核家族化に伴い単身の高齢者や高齢者のみ世帯等が増加している。（図表7・8参照）
- 平成27年3月末時点で名古屋市において成年後見制度の利用対象となり得る人数は約8万3千人である。（図表9参照）

図表7 高齢者数及び高齢化率の推移（名古屋市）



※NAGOYA介護ネット掲載情報から作成

図表8 一般世帯に占める高齢者の単身世帯・65歳以上の夫婦のみ（名古屋市）



※実績値(H12～22)は、総務省の国勢調査をもとに作成。

推計値(H27～37)は、市の推計をもとに作成。

※なごやか地域福祉 2015 より出典



図表 9 成年後見制度の利用対象となり得る人数（名古屋市）

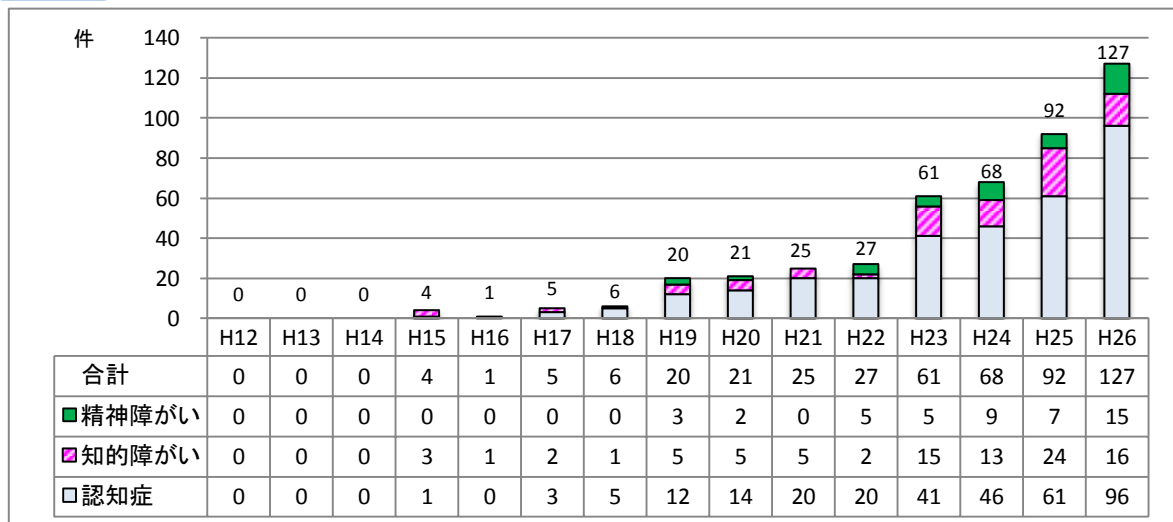
	重度 ←				軽度		計
	1 度	2 度	3 度	4 度			
知的障がい	2,346	2,476	3,504	2,440			10,766
精神障がい	1 級	2 級	3 級				計
	1,411	13,091	5,460				19,962
認知症Ⅱa 以上	M	Ⅳ	Ⅲ b	Ⅲ a	Ⅱ b	Ⅱ a	計
	510	4,952	3,307	13,847	19,198	10,348	52,162
※知的障がいは 18 歳以上の手帳所持者数、認知症は 65 歳以上の要支援・要介護認定者のうち該当する者の数						合計	82,890

（平成 27 年 3 月末現在）

## （2）名古屋市長による申立ての状況

- 名古屋市長による申立て<sup>2</sup>の件数は、名古屋市の積極的な取り組みのほか、申立て事務の一部を平成 22 年 10 月に設置された成年後見あんしんセンターに委託したことにより、区役所職員の申立て事務の負担感が軽減し、それ以降飛躍的に件数が伸びている。（図表 10 参照）
- この背景には、「福祉関係者のための成年後見制度活用ハンドブック」（平成 26 年 4 月成年後見あんしんセンター発行）を活用し、いきいき支援センターや障害者基幹相談支援センター職員、介護支援専門員等が成年後見制度が必要な対象者に対して適切に制度につなげていることが推測できる。
- 他の大都市（東京・神奈川・大阪）の市町村長申立件数と比較すると、人口 1 万人あたりの名古屋家庭裁判所管内（愛知県内）の申立件数は他都市に比べ半分程度であるが、名古屋市域においては全国の数字を上回っている。（図表 11 参照）
- 2（1）「名古屋市中における成年後見制度利用対象者の状況」6 頁にもあるとおり、少子高齢化や家族構成の変化により、親族申立てが困難な事案が増加することが想定される。（図表 7・8 参照）

図表 10 名古屋市長による申立て件数の推移（名古屋市）



<sup>2</sup> 市長による申立て 後見開始等の申立ては、本人、配偶者、4 親等内の親族などに限られているが、身寄りがいないなど当事者による申立てが期待できない場合、市長が申立てをすることができる。

図表 1 1 市長村長申立件数推移（家庭裁判所管内別）

（単位：件）

都道府県	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	人口1万人あたり
東京都	297	348	459	524	595	739	841	894	0.67
神奈川県	190	192	240	247	333	390	474	513	0.56
大阪府	145	200	201	340	338	457	485	524	0.59
愛知県	41	62	86	102	121	194	193	233	0.31
<b>名古屋市</b>	<b>20</b>	<b>21</b>	<b>25</b>	<b>27</b>	<b>61</b>	<b>68</b>	<b>92</b>	<b>127</b>	<b>0.56</b>
全国	1,564	1,876	2,471	3,108	3,680	4,543	5,046	5,592	0.44

※最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」及び名古屋市の統計から作成

### （3）名古屋市成年後見制度利用支援事業の利用状況

- 本人等の資力が乏しく申立費用や後見報酬を負担することが困難な場合に、これらの費用を助成することで後見制度の利用促進を図る「名古屋市成年後見制度利用支援事業」は、平成19年1月に施行された当初、市長申立ての案件のみを対象としていたが、平成22年10月から助成対象要件が拡大し、本人及び親族申立ても対象となった。
- 成年後見制度利用支援事業の利用状況は、審判請求費用の助成はほとんどなく、報酬助成については対象を拡大してから急速に増加している。（図表12参照）

図表 1 2 名古屋市成年後見制度利用支援事業の利用状況

（単位：件）

年度	審判請求費用助成		報酬費用助成		計	備 考
	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者		
H18	0	0	1	0	1	H19.1.1 施行、H18.10.1 適用 対象は市長申立てのみ
H19	0	0	1	0	1	
H20	0	0	3	2	5	
H21	0	0	8	6	14	
H22	0	0	5	5	10	H22.10.1 施行 対象を本人・親族申立てにも 拡大
H23	0	0	9	10	19	
H24	0	0	15	15	30	
H25	0	0	31	33	64	
H26	1	0	46	30	77	
計	1	0	119	101	221	

※名古屋市成年後見制度利用支援事業の概要については、資料編 22 頁参照

### （4）専門職が実施する成年後見事業の状況（平成27年3月末現在）

#### ■愛知県弁護士会

愛知県内の会員数は1,783名（うち、名古屋市内の会員数は1,451名）。「高齢者・障害者総合支援センター アイズ」に登録している支援弁護士（後見人等候補者名簿登録者）数は416名で、受任者は338名である。平成26年度に家庭裁判所等から推薦依頼があった件数は996件であるが、弁護士が個人として受任している件数は

把握していない。

弁護士後見人は、弁護士として後見人等の財産に関し親族間の紛争がある場合や消費者被害に遭っている場合等、法的手段を駆使して対応する事案を得意としている。

愛知県弁護士会の成年後見制度に関する現状は、後見制度の申立件数が増加し、高齢者・障がい者への虐待案件等の対応困難案件も増加傾向にあるが、他の社会的支援者との連携の促進、成年後見事件の対応ができる支援弁護士の数の確保が当面の課題である。

#### ■愛知県司法書士会

愛知県内の会員数は1,265名（うち、名古屋市内の会員数は615名）。公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部に340名が所属しており、227名が後見人等候補者名簿に登録している。受任件数は、現在継続している案件として、1,032件ある。なお、司法書士が個人として受任しているものは、会として件数は把握していない。

司法書士後見人は、申立ての主な動機として、財産管理や相続手続き、不動産処分（売却、賃貸、抵当権設定等）等を挙げている事案を得意としている。

愛知県司法書士会の成年後見制度に関する課題として、認知症や知的・精神障がいへの理解、福祉関係諸制度への理解、福祉関係機関・団体との連携等身上監護面への取り組み等が挙げられる。

#### ■愛知県社会福祉士会

愛知県内の会員数は1,387名（うち、名古屋市内の会員数は225名）。愛知ぱあとなあセンターに130名が所属し、後見人等候補者名簿に登録している。受任者は90名で、受任件数は251件である。

社会福祉士後見人は、生活全般を支援する専門職として、身上監護を重視した後見活動を得意としている。

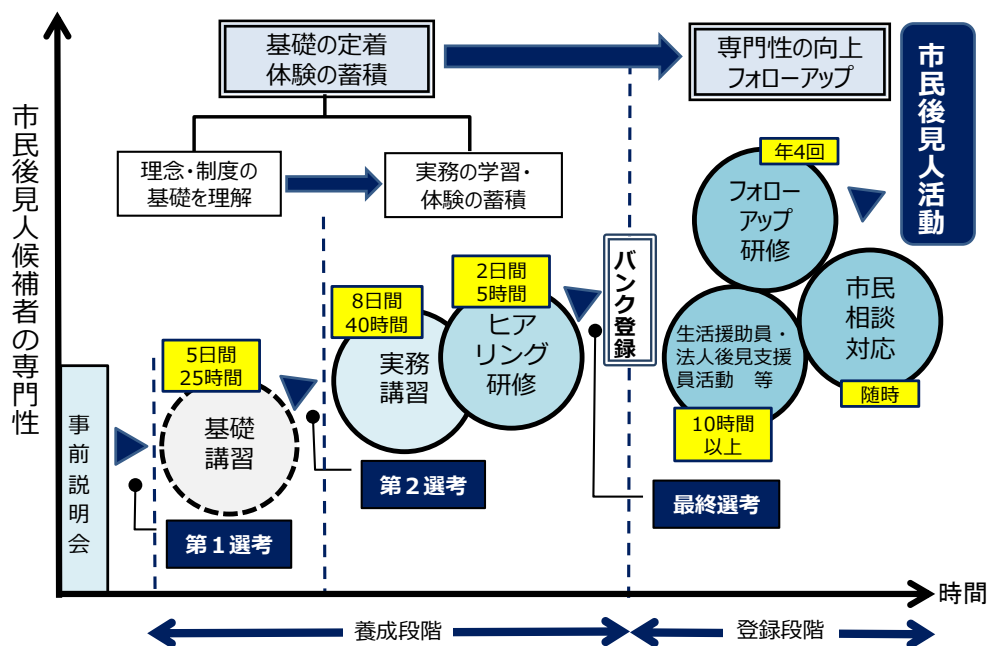
課題としては、専門でないことが多いため、会員の受任件数は1人あたり平均2件であり、1人で複数の事案を担当できる会員が少ないことがある。また、後見人等が行う身上監護について評価が難しく、家庭裁判所においては評価されにくい現状がある。

### （5）市民後見人候補者養成事業の状況

#### ■市民後見人候補者養成研修実施状況

- 名古屋市からの委託により名古屋市成年後見あんしんセンターが市民後見人の養成・支援を実施している。平成22年度に第1期の養成研修を実施し、平成27年度は第5期を実施している（平成25年度は未実施）。
- 養成研修は基礎講習・実務講習・ヒアリング実習（延べ15日間70時間）があり、途中3回の選考（書類審査、面接審査）を行い市民後見人としてふさわしい人物を選考している。（図表13参照）
- 第1・2期は事前説明会への申込も200人以上あったが、年々申込者が減少し、近年は100名を上回る程度で推移している。（図表14参照）

図表 1 3 市民後見人候補者養成の流れ図



図表 1 4 市民後見人候補者養成研修参加者数推移

(単位：人)

年度	事前説明会		基礎講習		実務講習		修了者数		
	申込	参加	申込	決定	申込	決定	男	女	計
第1期 (H22)	341	200	87	54	47	35	10	24	34
第2期 (H23)	215	197	88	49	46	35	13	21	34
第3期 (H24)	153	116	54	43	39	29	11	15	26
未実施 (H25)	-	-	-	-	-	-	-	-	0
第4期 (H26)	111	74	40	39	35	27	11	15	26
第5期 (H27)	107	84	36	33	32	25	(養成中)		

### ■市民後見人候補者バンク登録状況

- 市民後見人候補者バンクには養成研修の修了者が登録し、平成27年12月現在90名登録している。後見人候補者としてバンク登録者名簿を毎年家庭裁判所に提出している。(図表15参照)
- バンク登録者については、フォローアップ研修(年4回程度)、イベント等における市民からの相談対応等に参加し、養成研修で学んだことをさらに深め、今後の受任に備えて市民後見人として必要な知識を継続して学ぶ機会を提供している。
- また、生活援助員<sup>3</sup>又は法人後見支援員<sup>4</sup>の活動を一定時間事前研修として実施することを市民後見人候補者の要件としているが、平成27年度からは従来の活動に加え、なご

<sup>3</sup> 生活援助員 名古屋市社協が実施する日常生活自立支援事業において、定期的に利用者宅を訪問し金銭のお届けや見守りを行っている。

<sup>4</sup> 法人後見支援員 名古屋市社協が実施している法人後見センターにおいて法人後見業務を行う担い手。

やかスタッフ<sup>5</sup>活動やあんしんセンターが指定するボランティア活動も事前研修の要件に組み入れ、後見人候補者として推薦する人材確保に努めている。

- バンク登録者の中には、高齢になったり、勤労者のため平日の活動が困難なことを理由に、バンク登録を廃止する方もいる。

**図表 1 5 市民後見人候補者バンク登録者数推移**

(単位：人)

年度	新規登録			廃止者			年度未登録者		
	男	女	小計	男	女	小計	男	女	計
H22	10	22	32	0	0	0	10	22	32
H23	11	20	31	0	0	0	21	42	63
H24	10	12	22	1	1	2	30	53	83
H25 (未実施)	-	-	0	1	0	1	29	53	82
H26	9	14	23	1	2	3	37	65	102
H27	(養成中)			5	7	12	32	58	90

(平成 27 年 12 月末現在)

### ■市民後見人受任状況

- 市民後見人が受任できる事案として、図表 1 6 にあるとおり本人状況が安定しているもの等を想定している。また、現在は後見類型の方が対象となっている。
- また、名古屋市社会福祉協議会が後見監督人に就任し、市民後見人活動が適切に行われているのか定期的に確認し、市民後見人単独では対応・判断が困難な業務については、職員が同行するなど必要な支援を行っている。
- 市民後見人（第 1 号）が平成 2 3 年 1 2 月に選任されてから約 4 年が経過し、平成 2 7 年 1 2 月末時点で受任件数は 3 5 件となっている（うち、5 件は終了）。（図表 1 7 参照）
- 受任している事案はすべて市長申立て事案であるが、きめ細やかな後見活動が期待できる市民後見人を積極的に活用していくために、親族申立ての事案も対象にすることやすでに後見人が選任されている事案のリレー方式での受任について、家庭裁判所や専門職団体等と個別に調整していく必要がある。

**図表 1 6 市民後見人の受任事案の想定**

項目	本人状況
資産状況	高額な財産は所有せず、また多額の債務もないもの
居住状況	安定的な居住（在宅・施設）が確保されているもの
生活状況	身上監護上、困難性がなく見守りが中心なもの
親族状況	親族がいる場合には、親族間の紛争等がないもの
支援体制	ケアマネジャー等、本人を支援するキーパーソンがおり、主体的な関わりがあるもの

<sup>5</sup> なごやかスタッフ 名古屋市社協が実施している訪問介護事業等におけるホームヘルパー。

図表 17 市民後見人受任状況

(単位：件)

障がい	認知症		知的障がい		精神障がい		計			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
人数	8	16	6	5	0	0	14	21		
	24		11		0		35			
被後見人の居所	特別養護老人ホーム	9	障がい者支援施設	5	/				施設	31
	老人保健施設	1	重度心身障がい児施設	1						
	認知症グループホーム	4	知的グループホーム	5						
	病院	2								
	サービス付き高齢者向け住宅	1								
	ショートステイ	3								
	在宅	4	在宅	0					在宅	4

※被後見人の居所は就任当初のもの

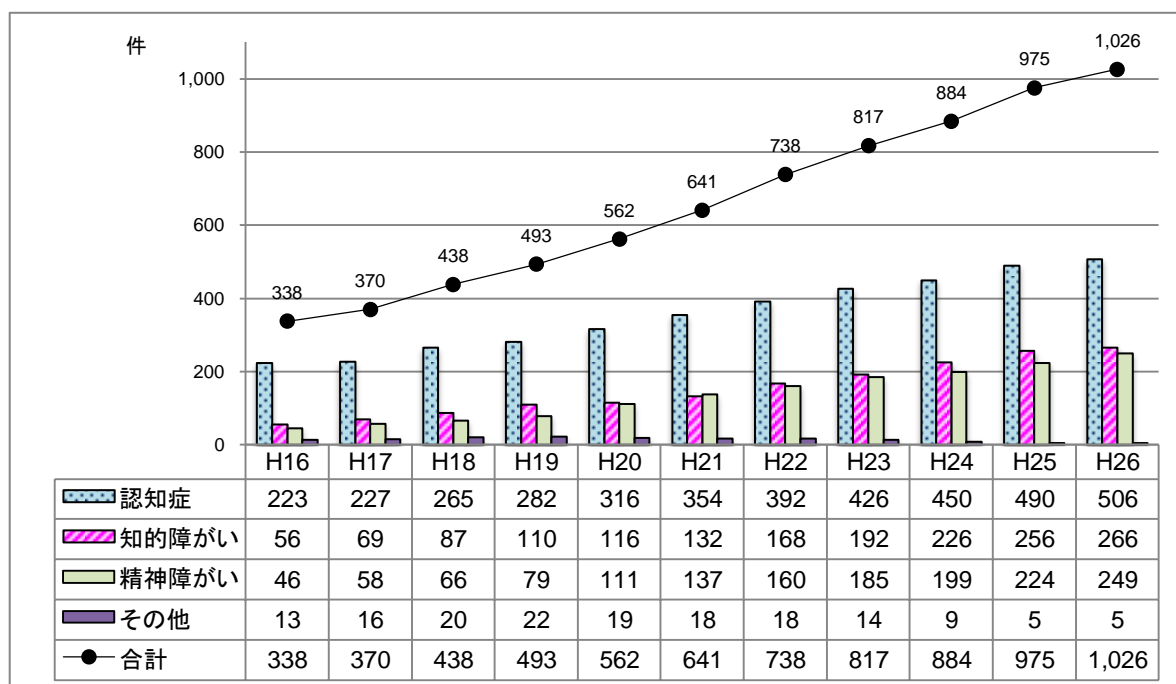
(平成 27 年 12 月末現在)

(6) 日常生活自立支援事業の状況

- 日常生活自立支援事業の契約者数は、10年前の平成16年度は338名であったが、平成26年度には1,026名となり、3倍以上の伸びとなっている。(図表18参照)
- 平成26年度中に後見人等が選任され契約を終了した件数は25件であった(保佐・補助類型で契約を継続した数を除く)。日常生活自立支援事業の利用者に判断力のさらなる低下が起こった場合、成年後見制度につながる可能性が高いため、日常生活自立支援事業の利用者の増加は成年後見制度利用者の潜在的増加要因といえる。

図表 18 日常生活自立支援事業契約者数の推移

(※人数は、各年度末現在数)



## (7) 名古屋市における現状のまとめ

- 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断力が不十分となり、成年後見制度の利用対象となる方は、認知症高齢者の増加や障がい者の親亡き後の問題等から、今後も増加していくと推測される。
- また、少子高齢化や家族機能の低下、高齢者・障がい者への虐待の増加等もあり、市長申立て件数の増加が見込まれる。
- 「発達障がい」のほか、重複する場合もあるが、重度心身障がい、自閉症、高次脳機能障がい、難病患者、若年性認知症など、成年後見制度の利用対象者となる可能性のある方は多い。それぞれ多様なニーズがあり、その特性を理解し支援する後見人等の養成は大きな課題である。
- 名古屋市においては市民後見人を養成し、市民の社会貢献活動として活躍の場を提供している。市民後見人の受任事案は本人の状況が安定しているもの等を想定しており、実際の受任も約9割は施設入所している事案である。成年後見制度への移行の可能性がある日常生活自立支援事業の利用者等在宅で生活している方も支援できるよう、市民後見人の支援技術の向上と支援体制が必要である。また、被後見人等に対してきめ細やかな支援ができる第三者後見人等を必要とする人はますます増えてくると思われる。

### 検討会・当事者団体ヒアリングにおいて出たその他の意見

#### ★成年後見制度を利用しない理由

- ・ 後見制度を利用すると、必要最低限のことにしかお金を使わず、本人の生活を豊かにするために使えないイメージがある。
- ・ 今は家族が一生懸命支援をしているため、まだ後見制度は不要と思っている。
- ・ 家族が本人を抱え込んでしまい、第三者に託すのを拒否する人もいる。後見人等をつけると「わが子から引き離される」気持ちになる人もいる。
- ・ 精神障がい者は一定の生活能力がある方が多く、病気が落ち着いているときは問題なく生活できているが、病気が悪化すると医療（入院）の必要性の方が優先されるため、後見制度の利用に至らない場合がある。
- ・ 第三者後見人が選任されると後見報酬がかかるのを心配している。
- ・ 成年後見制度利用支援事業は、以前市長申立てのみを対象としていたため、本人・親族申立てにも対象拡大されたことを知らない家族も多い。
- ・ 家族が「支援疲れ」してしまい、後見人等に託したいと思ったときは親が高齢になり、申立てできない。

#### ★後見人等に対する意見

- ・ 後見人等は本人の気持ちに寄り添った支援をしてほしい。
- ・ 後見人等はひとりで後見業務をするだけでなく、他の支援者とネットワークをつくって支えてくれるとよい。



### 3 成年後見制度を取り巻く課題

#### (1) 第三者後見人等担い手の確保

- 第2章1(2)「親族後見人と第三者後見人の割合の変化」4頁に記載したとおり、平成24年を境に第三者後見人が親族後見人を上回った。高齢化のさらなる進行による認知症高齢者をはじめとする判断能力が不十分な方の増加が見込まれる。その中には、障がい者自身の高齢化とともにその親も高齢になっていること、さらには親亡き後の問題等後見制度にかかわるさまざまな問題が含まれている。
- さらに、介護保険事業や障害者総合支援法に基づく福祉サービスの利用契約や銀行の口座開設、預金の出金等は、これまでは家族が本人の代わりに行うことで補完されてきたが、こうしたことを是としない社会の意識変化もあり、後見人等の選任が必要となる場面も増えてきたことから、今後も成年後見制度の利用は増加すると見込まれている。
- また、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加する中で、家族機能の衰退が指摘される状況を背景として、第三者後見人の必要性はますます増加していくものと思われる。
- 第三者後見人には、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職のほか、社会福祉協議会などの法人や市民後見人も選任されるようになってきたが、専門職後見人には限りがあり、法人による後見や市民後見人への期待が高まっており、その担い手の養成が喫緊の課題となっている。

#### (2) 障害者権利条約との関連性

- 我が国は平成26年1月に「障害者権利条約」を批准した。障害者権利条約12条<sup>6</sup>は「自分で自分の意思決定を行う権利を保障する」条項と言われ、今後の成年後見制度の運用においては、ますます民法858条<sup>7</sup>の本人意思尊重義務を重視していくことが求められてくる。
- このことは、一人ひとりの後見人等の資質に頼るのではなく、本人の意思を尊重した後見活動を行うことのできる後見人等を養成する養成課程が重要となってくる。特に、これまで当事者に関わってきた当事者組織などの法人が、これまでの関わりを生かした取り組みとして新たな法人を立ち上げ、そのような意識を持った後見業務を担うことが期待される。

#### (3) 後見人等による不正の防止

- 平成24年2月に導入された後見制度支援信託<sup>8</sup>については、後見人等による横領や背任などの発生防止には一定の効果があると評価される。

<sup>6</sup> 障害者権利条約12条 「法律の前にひとしく認められる権利」詳細は15ページ参照。

<sup>7</sup> 民法858条 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

<sup>8</sup> 後見制度支援信託 成年被後見人又は未成年被後見人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことをいう。平成24年2月1日に導入された。

- そのほか、後見人等による横領に対応する方策としては、法人内において内部統制機能が適切に機能する法人であれば、複数の職員の監視、監査により後見人等による横領や背任などの発生防止のひとつの機能を果たすものと期待される。

#### (4) 家族意識の変化

- 知的障がいや精神障がいがある子を持つ親の中には、後見制度を利用することに消極的な考え方もあったが、親亡き後の問題や「本人の人生は本人のもの」と言う考え方を重視し、本人の自立を尊重する観点から積極的に成年後見制度を利用しようとする親も増えている。
- このような親の気持ちも大切に考えると、(2)の障害者権利条約との関連性でも記述した、これまで当事者に関わってきた当事者組織などの法人がこれまでの関わりを生かし、親とともに子どもに伴走する新たな法人を立ち上げることも期待される。

その他、成年被後見人の欠格条項や医療同意、死後の事務などの課題が成年後見制度にはあるといわれているが、この検討会では、新たな第三者後見人の担い手としての法人後見の課題に限って検討した。

<参考>

#### 障害者の権利に関する条約

##### 第十二条 法律の前にひとしく認められる権利

- 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。
- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

## 第3章 名古屋市における法人後見の推進

### 1 法人後見の現状

- 名古屋市内では、家庭裁判所の選任を受けて後見業務を行う法人が7法人（平成27年12月現在）あると確認している。法人の規模や担い手は様々であるが、その成り立ちにより、①当事者組織等が母体であるもの、②身元保証を実施している団体、③名古屋市社会福祉協議会の3つに分けることができる。
- 当事者組織としては、施設を利用している障がい者の親の会がNPO法人を組織し、その施設の利用者の後見人等となっている例や障がい者施設のボランティアや元職員がNPO法人を組織し、後見人等となっている例があるが、財政的には厳しい運営を強いられている。
- 名古屋市社会福祉協議会が運営する法人後見センター「なごやかぽーと」は、累計33件（平成27年12月末現在）の後見人等を受任しているが、後見報酬だけで運営することは困難であるため、その財源を介護保険等の在宅福祉事業からの収益に頼っているのが実状であり、今後増え続ける後見ニーズにどこまで応えていけるのか大きな課題となっている。
- その他、身元保証事業を行いながら後見人等を受任しているNPO法人もあるが、その成り立ちは様々である。

### 2 法人後見の意義と特徴

#### （1）適正な財産管理と身上監護

- 個人で受任する弁護士等の専門職後見人は、その職能団体でチェック体制を整備することにより、財産管理の不正防止や適正な後見活動を担保している。また、市民後見人は社会福祉協議会などの後見支援機関が後見監督人に就任することで、身上監護も含めた適正な後見活動を保証している。
- 一方、法人後見においては、その法人内において内部統制機能が適切に機能していることが前提だが、後見活動を複数人で対応したり、組織内での協議・稟議や外部人材によるチェック機能を整備すること等により、財産の適正な管理と、本人に寄り添う身上監護が可能となる。

#### （2）長期間の継続支援

- 特に、若年の障がい者等の後見人等は、長期間の後見活動が必要である。親亡き後の問題をはじめとして、被後見人等本人や親族等が安心して後見業務を任せることができる担い手として、法人後見には大きな期待が寄せられている。本人の意思決定を尊重した支援計画をもとに、それを法人内で共有し関わることで、長期にわたる継続的な支援が可能となる。

### (3) 複合的な問題への対応

- 被後見人等本人やその親族など複合的な問題を抱えている場合、例えば、被後見人である認知症の親を介護する無職・無収入の子どもとの世帯、虐待問題を抱える世帯、その他頻回な面会や支援が必要な世帯などは個人受任では限界があり、法人によるチーム対応が有効な場合がある。

### (4) 市民参加の受け皿づくり

- 市民が後見業務に参加すること、例えば、退職者などがこれまでの人生経験を生かして後見活動に従事することは、自身の社会貢献の機会としてもとらえることができ、また、地域生活者としての目線から被後見人等の良き伴走者となる可能性がある。
- 今後、専門職以外の第三者後見人の裾野を広げていくためには、市民（当事者の親族などを含む）が後見活動に積極的に参加できるよう、個人受任の市民後見人のさらなる拡充のほか、法人後見においては、具体的な後見活動の担い手として市民を想定することにより、市民参加の受け皿として期待される。
- 認知症、知的障がい者、精神障がい者等の親族や支援者が、これまでの知識や経験を生かして他の判断能力が不十分な人たちの後見活動の担い手として参加する受け皿に、法人後見は期待される。
- 一方、社会福祉法人のあり方が論議され、その根拠である社会福祉法の改正が近々に予定されている。その中には、社会福祉法人の地域公益活動の義務化が盛り込まれており、その地域公益活動の一環として、利益相反にならないよう留意しながら、その専門性を生かして法人後見に取り組むならば、法人後見の裾野も一層広がることになる。

## 3 法人後見の課題

### (1) 後見業務に相応しい法人の資質

- 後見業務は、判断能力が不十分な人に対する財産及び身上監護に関する支援であるため、これを担う法人には非営利性のみならず高い公益性が求められるほか、高い倫理性も必須の要素である。したがって、後見業務を担う法人には非営利性、公益性はもちろんのこと、業務に関する高い倫理性や法務、福祉、医療などの専門性も必要とされる。
- また、本人に寄り添った身上監護をすることで、本人の意思を尊重し本人が希望する生活をかなえるために財産を有効活用する後見業務が求められている。
- 被後見人等によっては長期間の後見業務が想定されるため、それを担う法人にも財政面や人的資源の確保などについて、長期間にわたる継続性、安定性が求められる。
- 名古屋市において法人後見を受任している団体は個々別々に活動しており、ネットワーク組織はない。法人後見人として活動していくためには、その専門性や倫理性を高めていく学習や研修の場が欠かせないが、ネットワーク組織がないと学習や研修の機会が限られ、後見人等としての資質向上に支障を来す可能性がある。

## (2) 財源

- 後見業務は、家庭裁判所で認められた報酬を被後見人等本人の財産から受け取るようになるが、その報酬は後見業務を行う法人にとって重要な活動財源となる。しかし、昨今は、高額な財産を持つ被後見人等の場合に、後見制度支援信託の利用や専門職後見人が選任される傾向にあり、法人後見で受任する事案の報酬額は相対的に低額となっている。また、成年後見制度利用支援事業の対象とならないが財産が少ない被後見人等の場合には、例え低額であっても後見報酬を支払うと生活が圧迫される恐れがあり、後見人等として後見報酬請求を躊躇する場合もあるとともに、そもそも親族が成年後見制度の申立てを躊躇うケースも見受けられる。
- そのため、法人が安定的・継続的に運営するためには、事務所の賃借料、事務費、専任職員の給与、法人の担い手の活動費などが必要であるが、これらを後見報酬のみで賄うことは難しく、別に何らかの財源について検討する必要がある。
- また、低所得の被後見人等であっても成年後見制度の利用を可能とする成年後見制度利用支援事業（申立費用・報酬助成）について、申立てを検討する親族だけでなく、支援者も知らず、報酬を心配し申立てに至らない場合もある。そのため、利用支援事業の周知に努めるほか、利用支援事業の対象者の拡大についても検討する必要がある。

## (3) 担い手の確保

- 法人の強みを生かして、被後見人等本人の意思決定を尊重した財産管理、身上監護を行うためにも、雇用・非雇用は問わないが、被後見人等本人とのこまめな面会や支援者との調整、適切な財産管理を実際に行う法人の担い手が欠かせない。法人後見の推進のためには、法人の担い手としての意欲と熱意を持った市民の参加が求められている。
- 一方、個人として後見事務を担わない法人の担い手であっても、高い倫理性や一定の専門性が求められ、制度の理解、被後見人等の特性、コミュニケーション方法などを学ぶ研修の機会が保障されなければならない。
- その上で、複合的な問題を抱える事案の支援など、専門性・経験・ネットワークが必要となる事案についても、法人として後見業務の経験を積み、法人の担い手が日常の支援業務や研修を通じて質の向上を図っていく中で、将来的に適切な対応が可能となると思われる。

## 4 名古屋市における法人後見の推進の方向性

- 上記のような法人後見の課題を解決し、本市において法人後見を推進していくために、また、支援を必要とする本人（被後見人等）が希望する生活を実現するための身上監護を重視した支援を行っていくために、以下の取り組みを進めていく必要がある。

### (1) 法人設立の母体となり得る団体等への働きかけ

- 特に、障がいがある子を支えてきた親にとっては、親亡き後を心配する一方、後見人等

が本人のために役に立つのかとの疑念や第三者後見人には報酬がかかるといったことから、制度利用への理解が進まない現状がある。

- 一方、障がいがある子等を支えてきた家族や関係者は、誰よりも障がい児・者の置かれた環境を把握していることから、彼らが主体となって法人後見に取り組むならば、本人の「最善の利益」を実現する支援を展開できる可能性がある。したがって、当事者組織に対して法人後見への参入を積極的に働きかけていく必要がある。
- 具体的には、名古屋市成年後見あんしんセンターが知的障がい者の親の会、精神障がい者の家族会、発達障がい者の親の会、認知症家族の会などを通じて、成年後見制度の家族・親族への理解促進、後見業務への積極的参加を呼びかけ、出前講座なども積極的に行っていく必要がある。
- また、地域公益活動に取り組もうとしている社会福祉法人や法人後見に取り組もうとする市民にも積極的に働きかけていく必要がある。

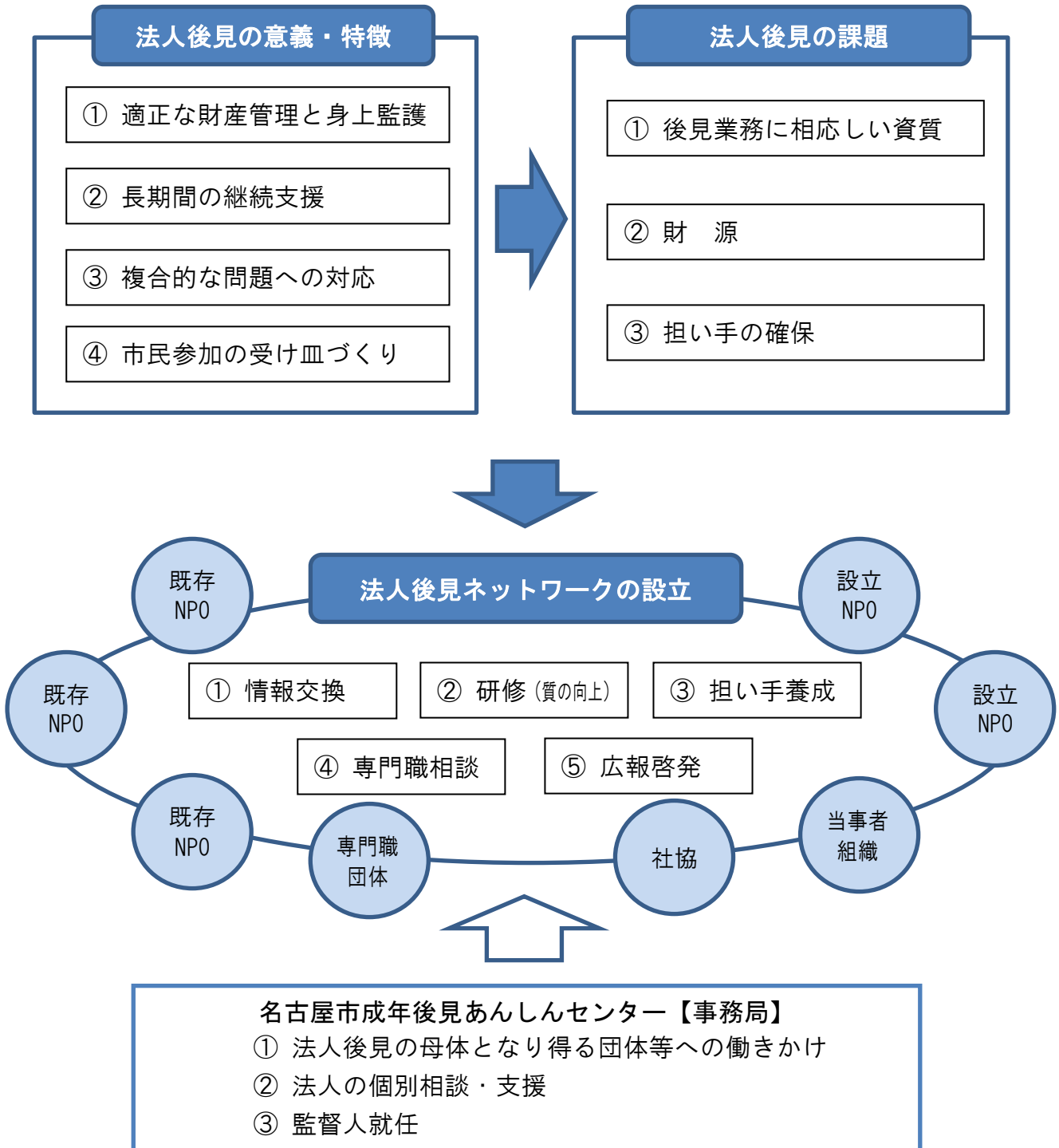
## **(2) 法人後見を担う法人への支援**

- 名古屋市は、平成22年10月から「名古屋市成年後見あんしんセンター」を開設し、成年後見制度に関する相談、市民後見人の養成・監督・支援、市長申立て事務、成年後見制度に関する市民啓発等を名古屋市社会福祉協議会に委託して実施してきた経験を生かして、後見業務に取り組もうとする法人や市民の相談、研修、法人後見についての啓発等に積極的に取り組む必要がある。
- また、新たに法人後見受任を目指す法人については、市民や家庭裁判所からの信頼を得るまで、名古屋市成年後見あんしんセンターを受託する法人が、当該法人の後見監督人に就任するなどの方策を検討する必要がある。
- 財源の問題については何らかの支援が必要であるが、法人の自主性・自立性を阻害するような方策は避けるべきである。そのため、例えば「名古屋市福祉基金」のように、市民からの寄付も募りながら基金を造成し、その基金から助成する方策なども検討すべきである。その際、助成する法人については、非営利性や高い公益性など後見業務を担うに相応しい資質を求める必要がある。

## **(3) 法人後見ネットワーク組織の設立**

- 名古屋市における法人後見の普及促進を図り、各法人の資質向上を図っていくためにも、各法人・関係者などで構成されるネットワークを組織化することが求められる。ネットワーク組織を通じて、自らの後見活動の振り返りや一層の質の高い活動への動機づけが図られるほか、研修、広報啓発などを合同で行うことで、各法人の業務を効率化することも期待できる。
- その際、名古屋市成年後見あんしんセンターは、ネットワーク組織の事務局を担うなど、ネットワーク組織の扇の要の役割を担う必要がある。

## 法人後見支援の論点整理





## おわりに

これまで記述してきましたように、成年後見制度の利用者数は平成26年末には、184,670人となり、対前年比約4.6%の増加となっています。成年後見制度の利用は、判断能力が不十分な方たちの増加とともに、これまでは家族で対応出来てきたことが家族機能等の低下により困難となっていること及び社会が当事者に契約や判断を求める構造に変化していることから、今後もますます増加していくことが予想されます。

そのような中、平成27年8月に、名古屋市法人後見支援事業検討会の準備会を開始し、名古屋市内の法人後見推進における論点整理を行ってきました。この論点整理を基に、同年11月から検討会を4回開催し、今後の名古屋市内での法人後見の推進について議論を重ねてきました。

本検討会では、これから成年後見制度に求められる大切なことは、被後見人等に寄り添い本人の意思を尊重した支援を行うことができる成年後見人等をどのように確保していくかであると考えました。そのためには当事者組織等が母体である法人の育成を始め、法人後見の母体となりうる団体や個人を広く求め、かつ育成していくことが必要であるとし、名古屋市における法人後見の推進の方向性を検討しました。

今後、法人後見を推進していくための課題は、

- ① 当事者組織等が母体となる法人後見等の推進のための啓発や立ち上げ支援を行うこと
- ② 後見報酬のみで法人運営をしていくことは大変厳しく、財源が課題であること
- ③ 名古屋市内では現在7法人が後見人として選任されていますが、法人間の連携を図ることができていない現状を踏まえ、情報の共有化や質の高い活動への動機づけ等を行っていくためのネットワークが必要であること

の3点としました。

これらの課題を解決していくための方向性についても本報告書において提案しているところですが、名古屋市におかれては、本報告書の内容を真摯に検討され、施策等に反映されることを心から願うものです。

## 資 料 編

### ● 「名古屋市成年後見制度利用支援事業」の概要

本人等の財産状況から申立費用や後見人等報酬を負担することが困難な場合に、これらの費用を助成することで、成年後見制度の利用促進を図る事業です。

助成区分 要件区分	申立費用の助成	後見人等の報酬の助成
申請者	◎申立人	◎被後見人等 (後見人等の代理申請が可能)
申請時期	後見等開始審判の確定後	報酬付与の審判決定後
助成対象となる 経費	◎申立費用 ①申立手数料 (収入印紙代) ②登記手数料 (収入印紙代) ③郵便切手代 ④鑑定費用 ⑤申立書の添付書類の取得費用 (診断書や戸籍謄本など申立書の 添付書類の取得に要した費用) *①～④は家庭裁判所に実際に支払 った費用	◎後見人等の報酬 ◎後見監督人等の報酬 *家庭裁判所が審判した額 *上限は、後見人等、後見監督人等の 報酬を合わせて月額28,000円 *後見人等及び後見監督人等が親族 (本人の配偶者、直系血族及び兄弟姉 妹)である場合は助成対象となりませ ん。
助成対象となる 要件	被後見人等(申立費用の助成の場合には、被後見人及び申立人)が下記の(1)から(3)のいずれかに該当する場合に助成の対象となります。 (1)生活保護を受給している方 (2)中国残留邦人等支援給付を受けている方 (3)以下の①から④のすべてを満たす方 ①市町村民税非課税世帯 ②世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下 ③世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下 ④世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない	
申請先・問合せ先	お住まいの区の区役所福祉課福祉係	

### <参考> 助成対象の変更 (平成22年10月1日変更)

区 分		助成対象	
		H22.9.30 まで	H22.10.1 から
法定後見	申立費用 (市長申立)	○	○
	申立費用 (市長申立以外)	×	○
	後見人等の報酬 (市長申立)	○	○
	後見人等の報酬 (市長申立以外)	×	○
	後見監督人等の報酬	×	○
任意後見	申立費用	×	×
	任意後見人の報酬	×	×
	任意後見監督人の報酬	×	×

●当事者団体 成年後見制度利用状況調査まとめ

(平成 27 年 3 月末現在)

団体名	設立年月		対象エリア	会員数	
社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会	昭和 29 年 (法人化:昭和 50 年)		名古屋市	1,283 人(名古屋市)	
	成年後見制 度利用者数	後見	保佐	補助	計
	事業所支部	17 人	1 人	0 人	18 人
	16 区支部	12 人	1 人	1 人	14 人
	合計	29 人	2 人	1 人	32 人
	<後見人等の内訳> 親:7 人                      きょうだい:7 人                      その他親族:2 人 弁護士:7 人                司法書士:2 人                      社会福祉士:2 人 市民後見人:2 人            法人:3 人                              不明:2 人				
団体名	設立年月		対象エリア	会員数	
特定非営利活動法人 名古屋市精神障害者家族会 連合会	平成 11 年 9 月 (法人化:平成 22 年 11 月)		名古屋市	520 人(名古屋市)	
	成年後見制 度利用者数	後見	保佐	補助	計
			不 明		
団体名	設立年月		対象エリア	会員数	
愛知県重症心身障害児(者) を守る会	昭和 41 年		愛知県	210 人(愛知県)	
	成年後見制 度利用者数	後見	保佐	補助	計
			不 明		
団体名	設立年月		対象エリア	会員数	
特定非営利活動法人 愛知県自閉症協会・つぼみ の会	昭和 42 年 (法人化:平成 24 年 3 月)		愛知県	320~330 人(名古屋市) 約 600 人(愛知県)	
	成年後見制 度利用者数	後見	保佐	補助	計
			不 明		
団体名	設立年月		対象エリア	会員数	
公益社団法人 認知症の人と家族の会 愛知県支部	昭和 55 年 8 月		愛知県	608 人(愛知県)	
	成年後見制 度利用者数	後見	保佐	補助	計
			不 明		

## 名古屋市成年後見制度法人後見支援事業検討会 設置要領

### (目的)

第1条 名古屋市成年後見制度法人後見支援事業の受託に伴い、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、制度のさらなる利用促進を図るため、名古屋市における法人後見活動のあり方について検討する「成年後見制度法人後見支援事業検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 名古屋市における法人後見推進のための現状・課題等の実態把握
- (2) 名古屋市における法人後見活動を推進し、支援する体制づくりに関する事項
- (3) その他、法人後見活動支援に関する事項

### (組織)

第3条 検討会は、学識経験者、専門職（弁護士、司法書士及び社会福祉士）、福祉関係者、名古屋市職員等で構成する。また、検討会での検討にあたり、論点等の整理を行う準備会を設置する。

- 2 委員は、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会の会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は検討会の設置期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 検討会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により選任する。
- 5 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。
- 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第4条 検討会は、委員長がこれを招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、構成メンバー以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (設置期間)

第5条 検討会の設置期間は、設置の日から平成28年3月31日までとする。

### (庶務)

第6条 検討会の庶務は、名古屋市成年後見あんしんセンターにおいて処理する。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成27年8月4日から施行する。

検討会検討経過

	回／開催日	検 討 内 容
準備会	第1回 8月4日	○委員長等選出 ○名古屋市成年後見制度法人後見支援事業について ○市内の法人後見の現状について ○法人後見シミュレーション ○法人後見推進の検討における論点整理
	第2回 9月4日	○成年後見制度法人後見支援事業の他都市の状況について（平成26年度） ○法人後見の意義について ○法人後見ネットワーク化と公益性について
	第3回 9月28日	○成年後見制度法人後見支援事業の他都市の状況について（平成27年度） ○法人後見の意義について ○法人後見ネットワーク化について ○法人後見を行う団体への支援について
	ヒアリング 10月	○当事者団体へヒアリング調査 ・社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会 ・愛知県重症心身障害児（者）を守る会 ・特定非営利活動法人 愛知県自閉症協会・つぼみの会 ・特定非営利活動法人 名古屋市精神障害者家族会連合会
本検討会	第1回 11月10日	○委員長等選出 ○名古屋市成年後見制度法人後見支援事業について ○検討会の趣旨説明・スケジュール確認について ○準備会での協議内容の報告について ○法人後見の必要性に関する意見交換
	第2回 12月4日	○各種実績の確認 ○法人後見支援に関する意見交換 ○法人後見支援事業検討会報告書の構成
	第3回 1月8日	○法人後見支援事業検討会報告書（素案）に関する意見交換
	第4回 2月1日	○法人後見支援事業検討会報告書（案）に関する意見交換

法人後見支援事業検討会委員名簿

(敬称略)

準備会 メンバー	選出区分	所 属	役 職	氏 名	備考
○	学識経験者	放送大学	教授	大曾根 寛	委員長
○	弁護士	愛知県弁護士会	弁護士	矢野 和雄	副委員長
○	社会福祉士	愛知県社会福祉士会	社会福祉士	近藤 芳江	
	当事者団体	社福)名古屋手をつなぐ 育成会	理事長	仁木 雅子	
	当事者団体	NPO)名古屋市精神障 害者家族会連合会	副会長	堀田 明	
	当事者団体	愛知県重症心身障害児 (者)を守る会	会長	松田 昌久	
	当事者団体	NPO)愛知県自閉症協 会・つぼみの会	副理事長	岡田 ひろみ	
	当事者団体	公益社団)認知症の人と 家族の会愛知県支部	代表	尾之内 直美	
○	社会福祉協 議会	名古屋市社会福祉協議会	事務局長	富田 哲生	
○	社会福祉協 議会	名古屋市成年後見あんし んセンター	所長	弘田 直紀	

○	オブザーバー	名古屋市健康福祉局高齢 福祉部 地域ケア推進課	課長	横山 茂紀	
○	オブザーバー	名古屋市健康福祉局高齢 福祉部 地域ケア推進課	係長	榊原 昌志	

## 法人後見支援事業検討会報告書

---

発行日 : 平成28年3月

発行 : 名古屋市成年後見制度法人後見支援事業検討会

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

名古屋市成年後見あんしんセンター

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号

TEL (052) 856-3939 FAX (052) 919-7585

ホームページ <http://nagoya-seinenkouken.jp>

---